

仙塩広域都市計画 臨港地区の変更

(中野地区)

【仙台市決定】

仙塩広域都市計画臨港地区の変更（仙台市決定）

都市計画臨港地区を次のように変更する。（但し仙台市域分のみ）

名 称	面 積	備 考
仙台塩釜港（仙台港区）臨港地区	約564ha	変更前：約559ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由 別紙理由書のとおり

理 由 書 (中野地区)

中野地区は仙台塩釜港仙台港区の一部として、太平洋に面した本市の北東部に位置しています。

昭和 43 年からの港湾計画に基づいて仙台港区の建設が決定されたことに伴い、昭和 45 年に仙台港の円滑な運営を図るため、臨港地区を指定しています。

本地区は、平成 24 年に埋立て免許を取得後、平成 29 年に埋立てが竣功し、今後、埠頭用地として利用されることとなっています。

新たに埋立てた区域について、宮城県が変更手続きを進めている、都市計画区域の変更及び「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更に伴い、仙台塩釜港仙台港区として、一体的かつ適正な管理運営を図るため、市街化区域に編入するとともに、次のとおり都市計画を変更します。

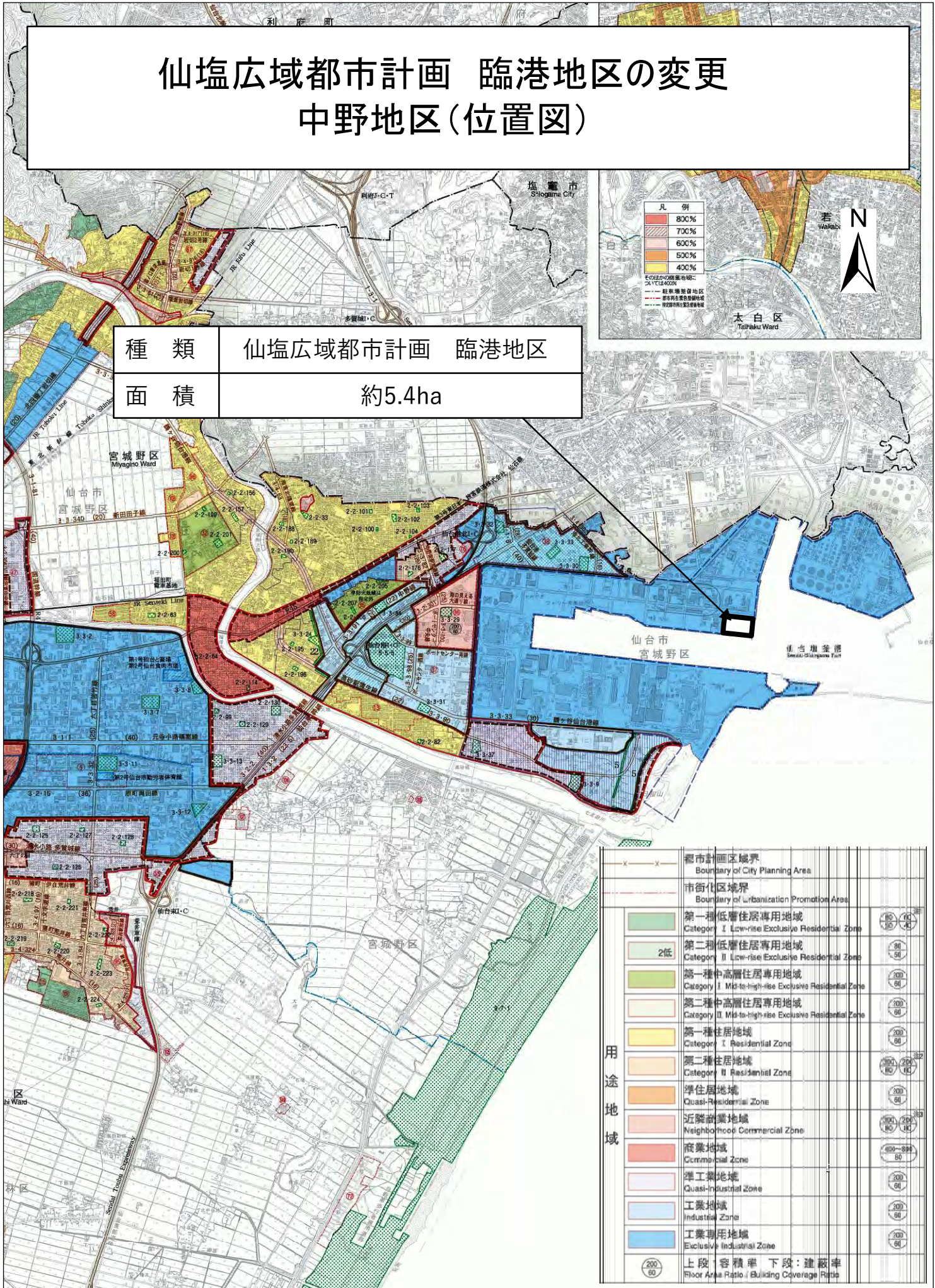
<用途地域>

市街化区域への編入に伴い、周辺土地利用との調和を図るため、新たに工業専用地域(容積率 200%、建蔽率 60%)を指定します。

<臨港地区>

既に指定を受けている臨港地区と一体的かつ適正な管理運営を図るために、仙台塩釜港の港湾管理者から、都市計画法第 23 条第 4 項に基づき、臨港地区の案の申出がなされたことから、新たに臨港地区に指定します。

仙塩広域都市計画 臨港地区の変更 中野地区(位置図)



種類	仙塩広域都市計画 臨港地区
面積	約5.4ha

凡例

- 800%
- 700%
- 600%
- 500%
- 400%

その他の商業地帯に
ついては400%

- 緑地帯
- 都市再生緊急整備地域
- 都市再生緊急整備地域
- 都市再生緊急整備地域

太白区
Taihaku Ward

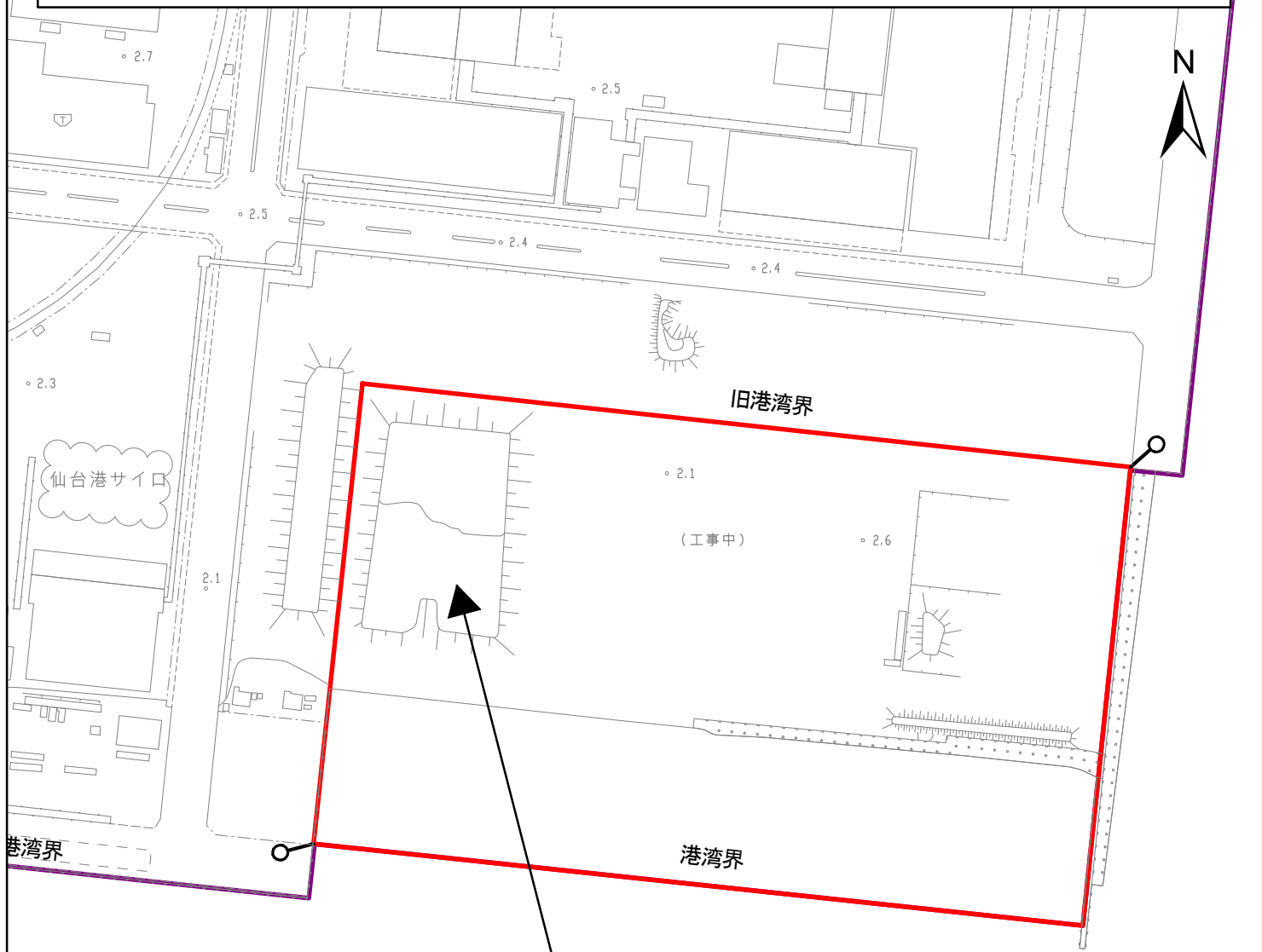
若
Wakaba

N

都市計画区域境界	Boundary of City Planning Area	
市街化区域境界	Boundary of Urbanization Promotion Area	
第一種低層住居専用地域	Category I Low-rise Exclusive Residential Zone	(50) (50) (50)
2低	第二種低層住居専用地域	(80) (50)
第一種中高層住居専用地域	Category I Mid-to-high-rise Exclusive Residential Zone	(200) (50)
第二種中高層住居専用地域	Category II Mid-to-high-rise Exclusive Residential Zone	(200) (50)
第一種住居地域	Category I Residential Zone	(200) (50)
第二種住居地域	Category II Residential Zone	(200) (200) (50) (50)
準住居地域	Quasi-Residential Zone	(200) (50)
近隣商業地域	Neighborhood Commercial Zone	(200) (200) (50) (50)
商業地域	Commercial Zone	(400-800) (50)
準工業地域	Quasi-Industrial Zone	(200) (50)
工業地域	Industrial Zone	(200) (50)
工業専用地域	Exclusive Industrial Zone	(200) (50)
(200/50)	上段:容積率 下段:建蔽率	Floor Area Ratio / Building Coverage Ratio

0 1,250 2,500 5,000 m

仙塩広域都市計画 臨港地区の変更 中野地区(計画図)



新たに臨港地区に指定 約5.4ha

凡例

- 臨港地区変更区域
- 臨港地区

仙 台 港

